



Title	14～16世紀におけるリヨン市民の農村進出
Author(s)	阿河, 雄二郎
Citation	études françaises. 1980, 17, p. 55-81
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/93654
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

14～16世紀におけるリヨン市民の農村進出

阿 河 雄 二 郎

はじめに

アンシャン＝レジーム期の都市の支配者であるオート＝ブルジョアジーが、一介の細民から身を興して有力な商人・官僚家系を築きあげてきた社会流動性 *mobilité sociale* についてはすでに多くの研究がある。⁽¹⁾ 16世紀の法学者クロード＝ド＝セーセルは、この点にフランスがカースト社会でない活力の源を見出して絶賛を惜しまないのである。⁽²⁾

P・グーベールによると、このようなブルジョアの財産構成よりみた発展段階は、「成金段階」*fortunes jeunes*→「成熟段階」*fortunes mûres*→「旧家段階」*fortunes vieilles* となる。⁽³⁾ すなわち、実業で蓄積された富は、やがて不動産・官職部門に移行され、最終的には実業からすっかり手を引いてランチエ的生活を享楽する都市門閥が形成されるのである。⁽⁴⁾

筆者は都市と農村という視点から、市民と農村との関わりの接点を求めたいと考えている。具体的には、市民にとって農村はどのようなものであり、どのような相互交渉がおこなわれたかなどの諸問題である。本稿はその一環として、市民の農村における土地所有の起源、その実態を明らかにすることを課題としたい。

ところで、市民の土地集積については、ガストン＝ループネルが「ブルジョアの土地征服」と形容するほどアンシャン＝レジーム期に広範に展開したことが確認されている。⁽⁵⁾ 土地渉猟の原因としては、商業資本主義

時代の商業の不安定の中で土地が安定した投資対象であったこと、食糧の自給が確保されること、名誉心の満足と貴族生活の一端を味わえることなどが指摘される。

けれども、市民の土地集積の過程を更に詳細に検討すると、前述した説明以上に市民のより積極的な農村との関わりが見出されるのである。

因みにグーベールの分類では「成熟段階」に属するボーベー市民トゥサン＝フォアの1660年の財産構成は表1のとおりである。

表1 ボーベー市民トゥサン＝フォアの財産構成

項 目	評 価 額 (単位リーヴル)	百 分 率
家 と 家 具	13,000	7.6
貸 家	9,450	5.5
官 職	10,000	5.8
現 金	5,000	2.9
食糧ストック	15,000	8.8
農 地	95,452	55.8
債権とラント	23,113	13.5
合 計	171,000	100

P. Goubert, *op. cit.*, pp. 329—330.

徴税区 Élection のエリュという重要な財務官僚の地位にあるフォアの財産は合計 171,000 リーヴル（以下①と略記）で、このうち市内外の不動産が過半をしめていることから、フォア家は Familles と呼ばれるボーベー市の門閥の一員としての地位を不動のものとしていることが窺われるが、ここで注目したいのは、食糧ストック8.8％、債権とラント13.5％の存在である。

まず食糧ストックは、小麦1,644ヘクトリットル、ブドウ酒229バリックからなり、大部分はボーベー市内に借りた5ヶ所の倉庫に保管されている。これらは彼が領主出納官 receveur として所領経営に携わっていたことに由来する。彼は1635～1650年間、ボーベー司教座の総出納官 receveur

général のポストにあったのをはじめ、グーランクール村（司教座所領）、サン＝カンタン修道院領、サン＝サンフォリアン修道院領の出納官をも兼ねていた。⁽⁶⁾ 徴税区エリュの肩書が示すとおり、彼は第一級の法律家であり、複雑な所領経営の才能を領主から高く評価されていたので出納官に任命されたと思われる。特にボーベ地方最大の領主である司教と結びついたことは彼にとって上昇の好機であった。出納官は単に所領の管理だけではなく、所領の収入そのものをも請負うことが多いので、件の食糧ストックはそこから得た利益であると考えられる。当然、フォアはこれらの食糧を投機 *spéculation* と買占め *accaparement* に利用したはずである。

他方、フォアはラントなどの債権を23,113①もっていた。しかも債権の件数は1,030件、一件平均23①の小口債権であり、債務者はほとんど農民である。このことは、彼が所領経営に臨んでいた村内の農民にさまざまな貸付をおこなっていた金融業者としての役割を示すものである。とりわけ1647～1653年間のフロンドの乱期の債権は603件にのぼっている。かくして、フォアは貸付金の担保物件である農民の土地を質流れとして自己所有地に編入し、1646～1651年間にゴアンクール村に大土地を構えたのをはじめとして、シナンクール村その他にフェルム地を形成した。⁽⁷⁾ 彼の所有する農地の大半はこのような農民の犠牲の上に獲得されたものであり、2万①余りのラントもやがて土地に変容するはずのものであった。

以上のように、市民の上昇過程で農村は決して最終的帰着点としてのみあったのではなく、むしろ更なる上昇の契機あるいは鍊金術という役割を果たしたことがわかる。その際、市民と農村を結びつけたものは、所領経営や各種請負への参画、農民金融、投機、買占めなど市民のもつ商人・法律家としての属性であった。

本稿では、以上のような観点をふまえつつ、14～16世紀にかけてリヨン市民の農村進出がどのように展開したかを概観したい。なお本題に立入る前に、市民の農村進出の足がかりともなったラントについて若干、言及し

ておきたい。

ー ラントについて

中世末期の危機は、一方で領主制の一定の弛緩と農民の土地保有権の強化をもたらしながら、他方、農民の土地経営を動揺させていった。ここに農村外の諸勢力が土地に関与する契機が生じてくる。R・ブートリュッシュによれば、14、15世紀のボルドー地方で農村の荒廃が進行する中で、農村の再建に力があつたのは領主や農民の努力以上にボルドー市民の資本であつた。⁽⁸⁾

あいつぐ戦乱、飢饉、疫病流行にともなつて、借金を背負い土地を放棄していく農民に資金を提供したり土地を購入するのは富裕な市民である。このため土地権益の重層化がおこってくる。領主側は「二重サンスは不可」Cens sur cens ne vaut の法諺をたてに、かかる煩雑化を抑えようとするけれども、結局、土地売買の折に土地移転税 droit de lods et ventes を徴収することに満足する。⁽⁹⁾ 領主制による土地売買の歯止めを失つた農村では、ラント契約 rente foncière、ラント設定 rente constituée という名の土地の又貸し、又借り、質入れが頻繁になるのである。

ラントは一定の貨幣もしくは土地を貸借することによって生じた利息を定期金として支払う一種の利子付貸与 prêt à intérêt であり、すでに11、12世紀頃には出現し、14世紀頃にはかなり普及したといわれている。⁽¹⁰⁾

教会は金は不毛であるとの立場から、利子行為を神の法に反するものとして厳しく戒めていた。R・タヴノーは中世トミストの利子行為批判の論拠を、①世俗世界への執着、②永遠的価値に対する軽侮、③キリストの清貧への軽蔑、④施しは無報酬であることの否定と要約している。⁽¹¹⁾ トミストの立場はきわめて道徳的かつ精神的色彩の強いものであり、カノン法は利子行為を高利貸 usure と断罪した。

しかし、これでは商業活動全般の否定につながってしまう。商業の復活

以来、活発化する商人の行動は何とか正当化されなければならない。これに関して、ル＝ゴフは、それまで時間の尺度として用いられてきた教会の鐘 *cloche* にかわって、1335年、エール＝シュール＝ラ＝リスの市民に新しい時間の尺度たる大時計（市庁舎の鐘）*horloge* の建立が許可された事例をとりあげて、「教会の時間」から「商人の時間」へ移行するさま、いわば時間の世俗化を象徴的に示唆している。⁽¹²⁾

利子行為についても教会は、「蒙った損害の補償」*damnum emergens*、「失われた利益」*lucrum cessans* の概念で、事実上、承認していたのである。これによれば、しかるべき金をもっておれば当然生じたはずの利益が、貸付けたために損なわれたとすれば、この損失分を補填することは債務者側の義務とみなされたのである。⁽¹³⁾

ラントもしかるべき合法性を偽装する必要がある。ラント契約は地主＝小作関係の一種であるのでさしあたり問題はないとしても、ラント設定はまさしく利子付貸与そのものである。そこでラント設定は法的には土地収入の一部を売却する行為とされた。つまり、債務者は借金に相当する土地を「割当て」*assignation*（「抵当」*hypothèque* とはやや異なる）で、そこから上る収入で定期金を納めるのである。⁽¹⁴⁾ 「元金を投じて定期金を取得する行為」*opération à fonds perdu* を基本的特色とするラントは、原則として永続性 *perpétuel* という性格をもっている。すなわち、債権者は債務者から貸付けた元金を返済するように督促することはできない。ただこのままでは双方の関係は半永久的になってしまうので、契約書には債務者に元金を返済する用意がある時はいつでも可能である旨の条項、いわゆる買戻し条項 *rachat* が挿入されていた。この買戻し期間は地方によって差があり、5～30年ぐらいの幅がある。⁽¹⁵⁾

しかし、ラントで最大の問題は利率である。教会から認められたとはいえ、暴利ではない適正利子を貫くためには利率の上限を定める必要がある。ここに法定利子率 *taux maximum* が登場する。たとえば1425年の教皇教

書は、不動産を対象としたラントを公認するかわりに、法定利子率をドゥニエ10（利率10%）に定め、この監督をパリ高等法院に委ねている。実際、当時の公証人文書も、オルレアン慣習法もドゥニエ10を遵守していることから、表面上はまったく法にかなうものであった。⁽¹⁶⁾

そうはいってもラントが高利貸行為でないとはとうてい考えることができない。ラントに不正はつきものである。B・シュナペルによれば、最大の不正はラント支払いに現物をあてるものであった。⁽¹⁷⁾ たとえ債務者が現金を借りていても、支払いに穀物やブドウ酒などをあてるもので、物価上昇にも目減りすることなく十分、対応できる手法であった。そのほかラントの支払い額を明記しないもの、一年分の前払いを要求するもの、複利方式、法定利子率以上の利率など、さまざまな不正が公然とおこなわれていた。

債務者がラント支払いを滞納すればどうなるのか。債権者はこの未支払い分を担保物件だけでなく、債務者のもつ不動産全体から取立てることができた。これがラントが「抵当」を設定するのではなく、「割当て」を設定する意味なのである。したがって、債務者にとってラントの滞納は家産崩壊の第一局面となる。

農民の土地喪失はおおよそ次のようなプロセスで進行した。何らかの理由で農民が借金する時、少額ならば単なる口頭契約による貸借に留まる。だがかなりの金額に及ぶと公証人の介在するラント設定まで行く。ラントの滞納は数年間、債権者側の慈悲によって容赦される。けれども滞納が5年程にもなり、一農民では支払いがおぼつかなくなった頃合を見計って、債権者は滞納金の一括返済を要求する。かくて、支払い不能の農民の担保物件は所轄の裁判所の手で差押えられ *saisi*、次いで競売 *adjudication* に付されて債権者のものとなる。⁽¹⁸⁾ 前節で述べたトゥサン＝フォアなどの富裕市民は、かかる手段によって、実際に土地を購入するよりもはるかに安く土地を取得することができたのであった。

ラントの基本的性格はアンシェン＝レジーム期を通じて変化していない。ただし、16世紀に経済活動が一層、頻繁になり、貨幣不足が深刻な中でラントが信用貸の一手段として重視されると、中世以来の運用方法では実情にあわなくなり、いくつかの改革が試みられた。まず債務者の負担を軽減する目的から、「割当て」を「抵当」にかえ、法定利子率をドゥニエ12（8.33%）に下げた。⁽¹⁹⁾ また16世紀の法学者デュムーランは、不動産を媒介とするラントではなく、何ものにも拘束されないいわゆる「固定されないラント」rente volante を提唱している。⁽²⁰⁾ これはラントの利子付貸与という性格を擁護する立場に近く、当時の実業界の要望を反映したものといえよう。高利貸との批判の強かった現物ラントに対する規制も強まり、徐々に貨幣ラントがおこなわれる方向にある。

いずれにせよ、1523年、王室の赤字財政をうめあわせるためにパリ市庁債 rentes sur l'hôtel de ville が考案されたことをかわきりに、ラントは市中に大量に出回っていった。⁽²¹⁾ ラント設定にも、当事者でない第三者が介入して裏書き人のかえていくこと、換言すればラントが市場に流通する négociable ことが盛んになり、動産化が進んで市民の恰好の利殖手段となったのである。

ニ 14, 15世紀のリヨン市民の農村進出

ローヌ川とソーヌ川の合流点という立地条件に恵まれたリyonは、古来、リyon地方の政治経済の中心都市であると同時に、大司教座の所在地としての宗教都市という側面をもっていた。⁽²²⁾ しかし、リyonの繁栄も14世紀中葉をピークに下降線を辿っていく。リyon市の再興は自力というよりも主に国王のイニシャティヴに負っていた。

シャンパーニュの大市 foire が衰退したあと、ジュネーヴ、シャロン、モンペリエなどに分散していた大市を再興するため、国王シャルル7世はリyonに1420年、年2回の大市開設を認めた。ルイ11世は1464年、年4回

(1回につき15日間)の大市を承認し、翌年メディチ家の支店がジュネーヴより移転してきたことから次々とイタリア大商人も蝟集し、リオンはパリをしのぐフランス第一の商業都市に成長したのであった。⁽²³⁾

ところでリオン市当局は、国王課税の強化と都市財政の逼迫のため、不定期に市民に課税しなければならなかったが、この時、市民の財産調査をもとに作成されたのが *Nommée* とか *Vaillant* と呼ばれる課税台帳である。この資料は通時的によく保存されており、農村に不動産をもつ市民の財産状態がよくわかるので、市民と農村の関係を知る貴重な手懸りとなる。以下、M・T・ロルサンの研究に依拠しながら、1388年の *Vaillant* と1493年の *Nommée rurale* を比較しながら市民の農地所有状況をみたい。⁽²⁴⁾ 前者は沈滞期、後者は繁栄期のリオンを反映している。

(1)

1388年の課税台帳は、聖職者と貧民が除外され、ローヌ川左岸部分の欠落、財産の過少申告、不動産取得の由来の不明などの欠陥をもつが、市内に不動産をもつ者 938 人、うち市外にも不動産をもつ者 403 人を記している。市外の財産は総額53,334フラン(以下①と略記)、このうちパンション pension が105件、5,882 ①をしめている。⁽²⁵⁾ 不動産の土地利用別構成は表2のとおりである。

表2 1388年のリオン市民の土地利用別農地構成

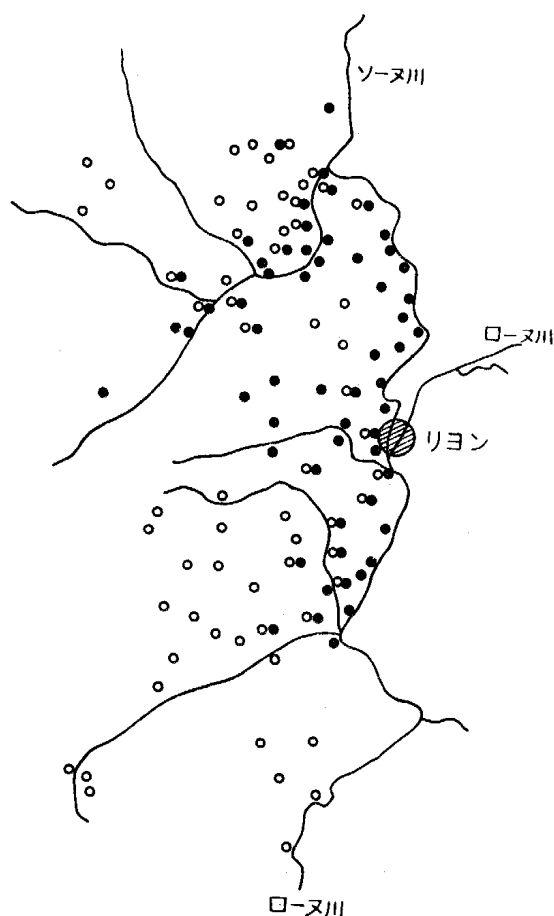
土地利用の別	数	面積 (ha)
耕地	380 片	480
ブドウ畑	607 片	878
牧草地	113 片	238
家屋	約 400 ケ所	
森、荒蕪地など	65 ケ所	

M. T. Lorcin, *op. cit.*, p. 369.

市外財産所有者の平均値は、家屋1軒、ブドウ畑1.5片、耕地1片、牧草地など0.5片以下、金額では132 ①であり、大多数は10～100 ①の小土地

所有者である。その上、手工業者が多くみられることから、市民のもつ農地の由来は、大部分、リヨン近郊の農村出身の市民が土地をそのまま継承している家産 *patrimoine* と推定される。土地利用の特色は、耕地・菜園が少なく、森・荒蕪地はほとんどみられない。一方、ブドウ畑・牧草地はかなり存在し、水車小屋 *moulin*、鳩小屋 *colombier* など一般的農民のもたないものが時としてみられる。ブドウ畑が多いことは、リヨン地方の土壌が貧弱で穀物畑に適当でなかったためであり、この点でユルポア、ボースといった穀倉地帯を後背地にもつパリとは性格を異にしている。⁽²⁶⁾ それでもローヌ川の谷沿いは良質ブドウ酒の産地であったので、リヨン市民はこの地に自己消費用のブドウ酒を生産することを欲していた。小土地所有とはいえ、生産性 *rentabilité* という配慮は十分に働いている。

図1 リヨン市民の土地所有の範囲
(1388年と1493年)



M. T. Lorcin, *op. cit.*, p. 531.

- 1388年の課税台帳に記載された村
- 1493年の課税台帳に記載された村

次に土地所有の地理的分布を図1でみると、大半がリヨン市近郊の40ヶ村に集中している。リヨンから10～20 km 離れると市民の土地が希薄となることは、市民が土地管理の難易を考えてのことである。

リヨン地方でパンションと呼ばれたラントは、32ヶ村に展開している。このパンションがラント契約かラント設定かを区別することはできない。このパンションがリヨン近郊の村々、たとえばイリニー村、サン＝ジュニ＝ラヴァル村、サント＝フォア村などに多くみられること、パンションの所有者がヴィルヌヴ、ル＝ヴィストらの有力市民であることから、パンション形態の財産が専ら富裕市民のものであることが窺える。⁽²⁷⁾

(2)

1493年に作成された課税台帳も、やはり聖職者と貧民は除かれ、ローヌ左岸地域とモン＝ドール地方が欠落している。この台帳に記載される市外に財産をもつ市民は849人、土地面積1,900 ha、パンション数640件である。⁽²⁸⁾ 1388年の市民の土地が約1,600 haであったことから、市民の土地獲得はこの百年間にそれ程進展していない印象を与える。しかし、より綿密に検討すると、1388年にはみられなかった特色が明らかになる。

第一に市民の土地の土地利用別構成をみると、耕地1,000 ha 余り、ブドウ畑478 ha、牧草地388 ha となり、耕地・牧草地の拡大にもかかわらずブドウ畑は後退していることである。⁽²⁹⁾ もちろん、ブドウ栽培の盛んなモン＝ドール地方が欠けているためにこのような結果になっているわけだが、一応15世紀末期のブドウ栽培の不振と、穀物・家畜市場の活況を想定してよいと思われる。

第二の特色は、1388年に土地所有の存在しなかった方面への進出である。図1で、1388年と1493年を対比すると、北部、北西部、南西部への進出がめざましく、リヨン市から10～20 km 圏を越えている。

これと平行して第三の特色は、市民の土地が100 ha を越える村が少なくとも6ヶ所出現していることである。(表3参照) 一市民あたりの平均面

積は2 ha 前後で小土地所有の優勢は動かさないが、大土地所有も幾分みることができる。エキュリー村、ヴェーズ村、ウーラン村の市民の土地は農村全面積の20%程度に達しており、リヨン周辺部からローヌ、ソーヌ川沿いの村々にかけて市民の土地が展開していた。

表3 市民の土地100 ha以上の農村(1493年)

村名	面積 (ha)	人数	平均面積 (ha)	市民の土地所有率(%)
クロア=ルッス	399	199	2.0	—
ヴェーズ	120	70	1.7	16.5
エキュリー	160	60	2.7	22
ウーラン	117	52	2.3	17
サン=ジュニ=ラヴァル	135	108	1.3	10.4
ミレリー	112	47	2.4	7.2

M. T. Lorcin, *op. cit.*, p. 397.

第四の特色はパンションの飛躍的増加である。このうち貨幣形態のものが $\frac{1}{3}$ 、現物形態のものが $\frac{2}{3}$ であり、市民の生活安定志向を見出すことができる。パンションの地理的分布は、サン=ジュニ=ラヴァル村の150件を最高に、ヴェーズ村、エキュリー村など7ヶ村で315件をしめ、リヨン近郊が中心である。⁽³⁰⁾ 市民の周辺農民に対する貸付の進捗ぶりが窺えよう。

15世紀のリヨン地方の農村でもボルドー地方と同様、農民解放は着実に進行していた。農奴的負担はほぼ消滅している。しかも15世紀後半期には土地売買が、領主の許可と土地移転税支払いを条件に自由とされており、ラントの第三者への譲渡も認められている。⁽³¹⁾ したがって、市民が農村に関与する条件は十分に整っていたのである。しかし全体として、市民の土地はリヨン周辺で10~20%、遠方では5%未満と必ずしも集中度は高くないのである。この原因を考察するため、次節では都市の側から富裕市民の財産構成をみることにしたい。

三 リヨン都市貴族の財産

14世紀には人口2万人を擁したといわれる商業都市リヨンの支配者は商人である。かれらは都市貴族 *patriciat* と呼ばれるほど、巨大な富を背景に主要商業を独占し、相互の通婚を繰返しながら門閥を形成し、市庁 *consulat* の評定官 *consul* を輩出した。

都市貴族の中では、教会や領主への貸付を主な業務としていた銀行家アルボン家、シュヴリエ家、織物商人シャポネ家、ニューヴル家、ヴァレー家、フュエル家の勢力が群を抜をいていた。次いで香料商人キュイゼル家、バラル家、ティブー家など、毛皮商人ミュール家、カイユ家が続いていた。リヨンの実業界をになったのは、銀行、両替、織物の三職種であった。⁽³²⁾

14世紀中葉になると、ル＝ヴィスト家をはじめとする法律家が登場する。法律家家系の出現は、R・フェドゥーの研究によれば、14～15世紀の経済危機の時代における商業の沈滞と、その一方で国王による中央集権化が進み、国王官僚層が成立したためである。⁽³³⁾

さて、1388年の課税台帳で高い評価をうけた市民は表4のとおりである。

表4 財産評価額2,000フランをこえる市民(1388年)

人 名	評 価 額 (単位フラン)	人 名	評 価 額 (単位フラン)
ジャック＝バルシェ	7,283	ボンセ＝クリスタン	3,000
エーモン＝ド＝ニューヴル	7,187	ギョー＝ド＝ロシュフオール	2,845
エーナール＝ド＝ヴィルヌヴ	7,175	アンベール＝ド＝ヴァレー	2,700
ジャン＝ル＝ヴィスト	5,617	アンリ＝シュヴリエ	2,400
クロード＝ド＝ポンピエール	5,425	ジャック＝ボテュ	2,280
ピエール＝キュイゼル	4,864	エチエンヌ＝ブアティエ	2,264
ギョーム＝デュルシュ	4,500	ジャン＝ド＝フオレー	2,170
マシュール＝ド＝シャポネ	3,820	トマ＝ド＝ディユー	2,142
レオナール＝カイユ	3,000		

G. de Valous, *op. cit.*, より作成。ただし数字は必ずしも正確なものとはいえない。ヴァルー自身、随所で誤りを犯しているし、ヴァルーとフェドゥーの数字も一様でない。

ニューヴル、バルシェ、ル＝ヴィスト、ヴィルヌヴ、ポンピエールの5人が5,000 ④を越える財産をもち、キュイゼル、デュルシュ、シャポネらが続いている。都市貴族ならば少なくとも1,000 ④ほどの評価はうけている。この表に13世紀以来の名門であるアンス家、バラル家など十指に余る有力家系が消滅していることは商人の栄枯盛衰の激しさを示すものといえよう。アルボン家、フュエル家の消滅は、商人から領主に成上ってリヨンを去ったためである。⁽³⁴⁾

都市貴族の財産構成はきわめて多様であり、類型化は困難である。ただし、家業が商業であるのか法律家、行政官であるかにより動産が大きく変動する。たとえば織物商人のポンピエール、ロシュフォールの動産は2,000 ④、デュルシュ1,400 ④、キュイゼル1,000 ④などとなっている。⁽³⁵⁾

しかし全体的にみると、都市貴族の財産の主要部分はリヨン市内の住宅、貸家、ラントである。たとえばニューヴルの市内の財産は600 ④の自宅をはじめとする家屋82軒、評価額4,400 ④、ラント63 ④であり、ル＝ヴィストは自宅240 ④、家屋27軒、1,662 ④、ラント744 ④、キュイゼルは自宅340 ④、家屋41軒、2,065 ④、ラント840 ④、シャポネは自宅240 ④、家屋21軒、1,062 ④、ラント494 ④などとなっている。⁽³⁶⁾ これと比較して、市外の財産は取るに足りないものである。ニューヴルは不明、ル＝ヴィスト482 ④、キュイゼル645 ④、シャポネ635 ④などであり、最大はクリスタン、シュヴリエの各750 ④である。⁽³⁷⁾

事実、これらはロルサンが農村における市民の顕著な土地所有例として列挙する以下のものと符号する。フルヴィエール村のゲリエ家、サン＝シール＝オ＝モン＝ドール村のニューヴル家、ドディユー家、ブリニエ村のエルヴェー家、イヴール村のヴィルヌヴ家、アルブレール村のジョサール家、ヴァレー家、カンシュール村のキュイゼル家、ニューヴル家、ル＝ヴィスト家、ヴィルヌヴ家、アンス村のニューヴル家、ル＝ヴィスト家、カイユ家。⁽³⁸⁾

法律家家系の財産構成は、商人家系と比較すると不動産部門により重心が移っている。1388年と1446年の課税台帳による法律家の財産構成は表5のとおりである。市内の財産とラント、市外の財産とラントも共に、それぞれ49.3%、16.7%から62.1%、22.6%に増加している。もちろん、法律家は動産を多く所持する必要はないし、商人家系よりも遅れて登場しているだけに、家門の権威の高揚のためにも不動産獲得に奔走したのであった。

表5 法律家の財産構成（1388年と1446年）

項 目	1388年		1446年	
	金額(フラン)	百分率	金額(フラン)	百分率
動 産	14,145	34.0	9,910	15.3
市内の不動産とラント	20,537	49.3	40,275	62.1
市外の不動産とラント	6,947	16.7	14,691	22.6
合 計	41,629	100.0	64,876	100.0

R. Fédou, *op. cit.*, p. 211, p. 222.

15世紀になると法律家の抬頭はより顕著になっている。当初より法律家の重鎮であったル＝ヴィストをはじめ、商人から行政官に転身したヴィルヌヴ、シャポネ、ヴァレー、ドディューがなお勢力を保持しているのに対し、織物や香料などの家業に忠実な都市貴族は、商業の不振のため没落している。就中、1440年ポンピエール、1446年キューゼルが都市貴族から脱落した。⁽³⁹⁾

家門の持続という点では商人よりも法律家の方が有利であったようだ。不安定な遠隔地貿易に組するよりも、市庁の主要役人を独占して市税の請負などの市の業務に関わり、更に国王やリヨン大司教と結びついて財政、税務に参画することの方がはるかに安定して実り多いものであったと思われる。事実、法律家転身組のうち、シャポネ家はディジョンやパリの高等法院官僚を目指し、ニューヴル家もドフィネ地方の大貴族に成上っている。15世紀末まで残る、かつてのコミューン以来の都市貴族は、デュルシュ、

ヴィルヌヴ、ヴァレーなどわずかである。⁽⁴⁰⁾

このようにみると、リヨン地方で一定以上に市民の農村進出が展開しなかった原因は、リヨンがすぐれて商業都市だったことにあると考えられる。リヨンの支配者である都市貴族の興亡は商業の盛衰のままに激しく、14～15世紀をとってみても、大幅に変動している。したがって、かれらの財産は商業に即応できるように、まず動産部門、ついで市内の家屋やラント購入にむけられて、農村に及ぶ余裕はなかったのである。そこで都市貴族は、評価額数百④もの大邸宅を都心部に求め、市内に数十軒もの家屋を所持して賃貸したのであった。都心部はちょっとした「建築ブーム」になっている。

唯一、農村に積極的に関わる都市貴族があるとすれば、法律家・官僚家系であった。かれらが農村にかなりの財産を投資していることはすでにみたとおりである。しかし、リヨンには中小官僚家系以上のものは成立しなかった。というのもリヨンには司法関係でセネシャル管区、財政関係で徴税区を上回る官庁が設立されなかったからである。結局、高等法院をもたない都市に官僚家系は育たない。シャポネ家のように高等法院官僚を目指す一族は、リヨンを去らねばならなかった。リヨン市当局の度重なる要請にもかかわらず、リヨン市に高等法院や大学を誘致する運動は成功しなかったのである。⁽⁴¹⁾

大土地所有の展開しにくい雰囲気の中で、市民が求めたものはラントであった。市内の不動産を担保としたラントに留まらず、農村にまでラントが拡大していったことは、市民と農民の密接な関係を示すものである。中世末期の荒廃したリヨン地方の農村に、市民は再建のための資金を提供すると同時に農村進出への足がかりをえた。特に現物ラントは、農地をもたなくとも一定の食糧を供給してくれるので、市民には貴重な財産であったと思われる。

四 16世紀のリヨン市民の農村進出

16世紀のリヨンは、国王の大市優遇政策に助けられて、アントワープ、リスボン、ジェノアなどと並ぶ国際商業都市に変貌した。⁽⁴²⁾ 人口も7～8万人と推定されている。大市の度に訪れる外国人は数千人といわれ、外国人の一部はリヨンに定住した。その代表的存在は、ルッカ人のボンヴィジ家、アルノルフィニ家、ミシャエリ家、フィレンツェ人のサルヴィアティ家、バンディニ家、ミラノ人のダロ家、ジェノア人のプロモントリオ家、ドイツ人のヴェルザー家、クレーベルガー家などの銀行家兼貿易商人の一群であった。⁽⁴³⁾ したがって、前述したような伝統的な商人・法律家からなるリヨン都市貴族は、これら定住する外国大商人を頭に戴くことになり、都市社会構成上、大きな変革を惹起したのであった。この時期の市民と農村の関わりはどのようなものだったのだろうか。

(1)

16世紀初頭の市民の農村土地所有状況は、1493年と同様に、1518年の農村課税台帳をもとに知ることができる。（ただし、この資料もローヌ川左岸部分が欠落している。）

農地をもつ市民は1,500～2,000人、総面積は2,000 ha 以上と推定され、1515年のリヨンを人頭税台帳の家長 *chef de famille* の数が2,726人なので、一定の財産をもつ市民の約半数が農地をもつと考えて大過はない。⁽⁴⁴⁾

1493年と1518年では25年しか経過していないので、市民の農地所有状況に大きな変化はない。（村ごとの所有状況を示す表6と地理的分布を示す図2をあわせて参照されたい。）市民の土地は、ソーヌ、ローヌ両川の流域あるいは西方に広がっており、土壌のよくない地方ではブドウ栽培がおこなわれていた。市民の土地拡大という点では、100 ha を越える村が、サン＝ジュニ＝ラヴァル村、イリニー村、ミレリー村など西部、南部を中心に少なくとも8村に及んでいること、表7で確認できるように100 オメ

表6 リヨン市民の農地所有状況（1518年）

村 名	面 積 (ha)	市民の土地 所有率(%)	村 名	面 積 (ha)	市民の土地 所有率(%)
アルビニ	21.3	8.2	メシミ	43.5	4
ブランダ	49.5	19	ミレリー	177.1	19.7
ブリニエ	119.7	11.5	モランス	34.7	3.7
シャルリー	329.2	64.5	ポレミュー	9.8	2.5
シャティヨン=	30.5	3	プイイ=ル=モニアル	4.9	1.3
ダゼルグ	8.3	1	サント=コンソルスと	234.8	21
シャルネとベルモン	14.6	4.4	マルシー	49.9	6
シヴリユー=	17.6	5.7	サン=シール=オ=	46.4	4.2
ダゼルグ	4.4	0.6	モン=ドール	118.9	17.4
キュリス	75.2	9	サン=ディディエ	199.4	15.5
ドマルタン	46.6	6.5	サント=フォア	1.1	0.4
フランシュヴィル	191.7	18	サン=ジュニ=	114.5	15.5
グレジュー	69.4	7.7	ラヴァール	46.6	2.1
イリニー	12.5	6	サン=ジャン=デ=	60.0	10.8
リモネ	26.9	5	ヴィーニュ		
リルバルブ			タサン		
ロザンヌ			ヴォーニュレー		
			ヴァールル		

R. Gascon, *op. cit.*, p. 818.

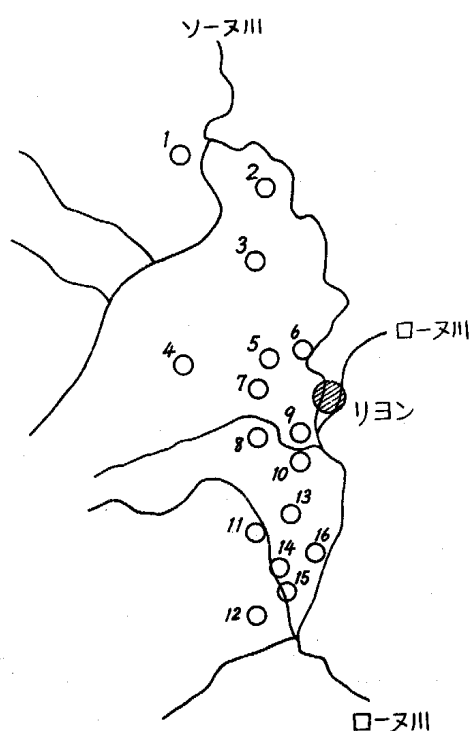


図2 市民の土地 50 ha をこえる村

1. アンス
2. カンシュエ
3. リモネ
4. サント=コンソルス=マルシー
5. エキュリー
6. ヴェーズ
7. タサン
8. フランシュヴィル
9. サント=フォア
10. ウーラン
11. ブリニエ
12. ミレリー
13. サン=ジュニ=ラヴァール
14. ヴァールル
15. シャルリー
16. イリニー

M. T. Lorcin, *op. cit.*, p. 534; R. Gascon, *op. cit.*, p. 815 より作成。

表7 農村におけるリヨン市民の土地面積

村 名	100以上	50—99	20—49	10—19	10以下	全面積	所有者数
ミレリー	2	19	28	19	4	2,563	72
ブリニエ	1	7	13	9	6	1,107	36
ヴァール	1	3	10	5	4	736	23
サン＝ジュニ＝ラヴァル	1	11	16	5	4	1,458	37

(単位 オメ; 1オメは 4.3 アール)

R. Gascon, *op. cit.*, p. 823.

(=4.3 ha) 以上の大土地がこれらの村で1～2ヶ所ほどみられることは注目に値する。また、リヨンから遠ざかるにつれ、小土地所有は稀になり、富裕市民の土地が出現する。たとえばタサン村(市民の土地 114.5 ha)の最大地主はジャック＝ドディユーの52.6 ha、次いで香料商人シャランダ 20.5 ha である。ミレリー村(同177.1 ha)の大地主はピエールヴァーヴ 13.6ha, ブール 8.4 ha, ゲリエ 3.8 ha と規模は小さい。⁽⁴⁵⁾

パンションは一般的に広がっている。リヨン近郊では貨幣ラント、遠方では現物ラントが支配的である。16世紀は物価上昇期なので、現物ラントの方が債権者にとって有利であったと考えられる。事実、利率をみると貨幣形態が5%であるのに対し、物価上昇にスライドが可能な現物形態は10～20%になっている。⁽⁴⁶⁾

ところで1545年に作成された都市タイユ課税台帳は、専ら実業と動産 *meuble et industrie* を対象に評価したものであるが、前節で述べた都市貴族は高い評価を与えられていない。この台帳が不動産を除外しているので当然の結果であるとしても、表8で示すように、最高評価額 1,500 ①のカミュ、アンリ、ルニョー、セヌトンなどの大貿易商人が大市開設の恩恵に浴して急成長してきた成上り者、帰化人の家系であるのに対し、ランチエ的生活をおくるブルジョア16人が100～200①、国王官僚35人が100～250①、公証人は120①以下の評価額なので、かなりの開きがある。⁽⁴⁷⁾ 15世紀後半期に活動していたデュ＝ペイラ家、ブアチエ家、ローランサン家、

トマサン家などの商人は、早くも官職や所領経営に触手をのばしていた。

表8 リヨンの高額納税者（1545年）

人 名	評価額（単位リーヴル）
ジャン＝カミュ	1,500
ギョー＝アンリ	1,500
クロード＝ルニョー	1,500
セヌトン兄弟	1,500
センチュリオーニとロムメリーニ	1,200
ロベール＝アルビス	1,200
ピエール＝ヴァンサン	1,000
ジャン＝クレールベルガー	1,000
ジャン＝パフィ	900
ジャック＝ド＝ジョンクティ	800

R. Gascon, *op. cit.*, p. 373. より作成。

また1520～1560年間にリヨン市庁の評定官を数多く輩出した家は表9のとおりである。ルニョー、フォール、アンリ、ラ＝ポルトなどの順序で、かつての都市貴族の残党ロシュフォール家は6位、ローランサン家は9位、ゲリエ家は12位に甘んじている。つまり、15世紀に法律家としての門閥を

表9 家別にみたリヨン市評定官数（1520—1560年）

家 名	官 職 数	家 名	官 職 数
ルニョー	10	セヌトン	6
フォール	9	ジャンブル	5
アンリ	9	ゲリエ	5
ラ＝ポルト	8	カミュ	4
フヌイユ	8	パンス	4
バロナ	7	セーヴ	4
クール	7	パフィ	4
ロシュフォール	7	モンコニ	4
ローランサン	6	ボナン	4
サラ	6	ガビアーノ	4

R. Gascon, *op. cit.*, p. 411.

形成していた都市貴族は、商業のかつてない繁栄と共に、銀行業、織物業、香料業などを営む新興財閥にすっかり都市支配権を奪われてしまったのである。これら新興財閥の上に、一群の外国の大商人が君臨していたことはいうまでもない。

この時期の市民の財産構成の変化については、毛織物商人アントアーヌ＝ド＝ヴィノルの事例が興味深い。彼は公証人家系でありながら1515年には典型的な貿易商人で、動産 2,200 ①、市内の不動産 130 ①、農村の財産 285 ① をもっている。ところが1538年、商業をやめて官僚家系として歩んでいた頃の財産は動産100①、市内の不動産1,085①、農村のいくつかの土地（リモネ村、サン＝ディディエ村内）となっている。⁽⁴⁸⁾ 農村の財産の変化がわからないのは残念であるが、商人家系から安定を求めて官僚家系に移行する場合、まず市民の求めたのが市内の不動産であり、農地獲得への衝動はそれ程でもないことは、伝統的なリヨン都市貴族の財産構成をそのまま踏襲しているのであろうか。

(2)

16世紀後半期の市民の農村進出については課税台帳が残っていないので、統計的処理は困難である。しかし、この期に市民の進出はかつてない程拡大したと推定されている。その原因としては次のものをあげることができる。①1562年より宗教戦争が始まり、宗教領主をはじめとする領主層と農民が打撃をうけたこと、②王領や教会財産の割譲 *aliénation* がかなりみられたこと、③物価上昇にともなって農業熱が起り、農地が十分な利潤を生むことへの認識が高まったこと、④リヨン国際貿易が1570年代を境に不振になったので、余剰資本が積極的に農村に流入したことなどである。⁽⁴⁹⁾ 国王は高利貸取締りの意味からも何度か利率を下げようと試みている。ラントの法定利子率は16世紀前半には10%、次いで8.33%になっている。けれども、戦乱や疫病流行などのため農村は疲弊しており、市民の資金援助は農民にとって必要悪として受入れられたのであった。

商業に見切りをつけて、王領や没落領主の所領を買収して領主に成上る商人もいく人かみられる。これはガダーニュ、モンコニ、アンリ、フォー、パンス、カミュといった大貿易商人一族である。この点、外国商人は余暇をすごすための別荘をリヨン郊外に求める傾向は強いものの、土地そのものへの関心はうすい。かれらにとってリヨンはあくまでビジネスの場であったから、リヨンの没落は新しい別天地を求める転機になるにすぎないのである。リヨンと運命を共にするのはボンヴィジ家など少数に留まった。⁽⁵⁰⁾

大商人家系でない市民の農村進出は次のような過程で展開した。

1573年ミレリー村のピエール＝ギリオなる農民は、兄弟がリヨン市民アンドレ＝ド＝ラ＝シャペルからラントによる負債64①を清算できないのを、5オメのブドウ畑を60①で売却し、残り4①を小麦でもって清算した。この時、債権者側の恩恵により、6年以内ならば売却したブドウ畑を買戻すことができる旨の買戻し契約 *reméré* が結ばれている。更に債権者は、このブドウ畑の栽培を3年契約、小作料としてブドウ酒3アネでギリオに委ねている。つまり、ギリオは兄弟の借金を肩がわりする中で、三重の契約をおこない、自作農から小作農へと転落したのであった。⁽⁵¹⁾ リヨン市民の農村進出は、おそらくこのような小口の貸付→若干量の土地取得を繰返して形成されたものであり、やがて市民は *grange* という経営方式を導入するに至る。

(3)

グランジュ *grange* は、一般に穀物倉庫を意味し、場合によっては住宅でない建造物を総称する時にも用いられるが、ここでは一定の家屋とそれに付属する耕地、ブドウ畑、牧草地を含む耕作の単位の意味であり、これらが一ヶ所に集中しているか分散しているかは不明である。面積も数 ha から数十 ha まで一様ではない。⁽⁵²⁾ このグランジュは、P・ラヴォーやL・メルルの研究になるポアトウ地方におこなわれた *métairie* と同義

語であると考えられる。⁽⁵³⁾ ロルサンは15世紀末にグランジュを20余り確認し、ガスコンは16世紀後半期に約70を確認している。⁽⁵⁴⁾ このようなグランジュは、富裕市民の土地集積の賜物であり、しかるべき小作人に経営が委ねられた。

因みに1575年3月26日、リヨンの国王公証人の面前で、リヨン市民シモンド＝ボーリユー（香料商人）がビュリー＝シュール＝ラルブレール村の農民ジャン＝ジロンドンと取交した小作契約 *grangeage* は次のようなものであった。⁽⁵⁵⁾

- ①地主ボーリユー（以下、地主と略記）は、グランジュを利益折半 *à moictié de fruits* の条件で経営権を小作人ジロンドン（以下、小作人と略記）に与える。契約期間は2年。穀物用種子は両者の折半負担。収穫費用は小作人の負担。麦藁は肥料用もしくは飼葉用とすること。
- ②麦藁を倉庫に運搬することは小作人の負担。
- ③麻畑用の種子、収穫は両者折半。
- ④契約終了時、小作人は穀物の種子をまいて退去すること。
- ⑤地主は農具の維持のため25ポンドの鉄を小作人に供与すること。
- ⑥地主は、4頭の犁牽引用の牡牛、3頭の牝牛などの家畜を供与すること。小作人はこれらを飼育し、契約終了時には同じ状態で引渡さねばならない。
- ⑦これらの家畜が産する牛乳、チーズの代償として地主は毎年、3リーヴル15ソルの現金と40ポンドのバターを取得する。また地主は家畜の繁殖分の半分を得る。小作人は勝手に家畜を処分してはならず、家畜を慈父のように *bon père de famille* 飼育しなければならない。
- ⑧牧草地は家畜飼育のために地主側が提供する。牧草地の管理、草刈りなどは小作人の負担。
- ⑨薪、灰の採取のための森への立入の許可。

以上のような小作契約はいわゆる折半小作にほかならない。地主は農耕に必要な家畜や農具を提供し、かつ森や牧草地などの用益権をも認めている。この内容から判断する限り、グランジュ経営は専ら地主のイニシアティブに基づいた零細な小作農経営という印象をうける。

しかし、現実には必ずしもそうとはいえない。というのは地主は自ら耕作することを望まないし、その経験もないので、所詮、土地経営を村内のしかるべき農民に委ねなければならないからである。おそらくグランジュ経営を引受けた農民は富農であり、彼のしたたかな経営の才は、地主から供与された家畜・農具、あるいは各々の用益権をフルに活用したことであろう。この濫用を防ぐために小作契約書は用益権を細かく規定しているのであり、したがって、抜目のない、土地経営に熱心な地主ならば監督を兼ねて自ら村に赴いたり、収穫時に代理人を派遣して小作人の不正防止に努めたのである。⁽⁵⁶⁾

農民側からみると、グランジュ経営への参加は富農へのステップであり、逆にいえば富農であればこそ参加できたのであった。ここに地主と小作農の利害は一致し、一種の運命共同体ができる。地主の土地経営としては、直接経営 *faire-valoir direct*、ラント契約 *rente foncière* が古くから存在するが、中世に起源をもつといわれる地主の一定の集積地 (*ferme, métairie, grange*) についておこなわれる小作経営 (*fermage, métayage, grangeage*) は、16世紀以降アンシェン＝レジーム期を通じて主導的なものとなるだろう。⁽⁵⁷⁾

なお、このグランジュの地理的分布はやはり、リヨン市近郊に集中している。66のうち59までがリヨンから24 km以内に存在する。このことは、市民が馬で一日行程の範囲で往来できることと、リヨン市当局が地方産のブドウ酒に入市税をかけるかどうかの境界内にあることとの市民の配慮が働いているためである。⁽⁵⁸⁾

む す び

14～16世紀におけるリヨン市民の農村進出の実態を、Vaillant や *Nommée rurale* などの課税台帳の分析に依拠しつつ概観したのであるが、1388年にすでにみられる市民の土地が非常に鈍いテンポで進展していることが確認されるのである。市民のもつ土地の大半は、ブドウ畑を中心に専ら出身地の財産をそのまま相続したものであり、グランジュ経営などの大土地所有は16世紀後半期にようやく普及している程度である。土地所有率もリヨン近郊の農村で10～20%、遠方の農村では5%未満であり、市民の農地への関心は必ずしも高くない。

市民の土地獲得を阻害した原因としては次のことが考えられる。まず土壌が穀物畑に不適當なためよい投資対象ではなかったことと、農地の監督が市民には困難であったことである。次に、中小世俗領を別にすると、リヨン地方は、サン＝ジュスト教会、サン＝ジャン教会、エネー修道院などの宗教領主の勢力が強く、領主制の危機を最少限度に食い止めたことである。

それ以上に重要なことは、リヨンが一貫して商業都市だったことである。リヨンの支配者である都市貴族の興亡は商業の浮沈のままに激しく、14～16世紀では支配者はすっかり入れ替っている。このため、かれらの蓄積した財産は商業に即応できる動産部門、次いで市内の家屋やラントの購入にむけられ、農村にむかう余裕は少なかったのである。

それにしても、手工業者を含めて一定の財定を所持する市民の約半数が、何らかの形で農村と関係をもっていたことは、リヨンが早い時期から地域社会の中核としての役割を果たしていたことを示すものである。特に市民の土地の及ぶ範囲、ブドウ酒の入市税の免税地域（リヨンから6里以内）、馬の一日行程範囲がほぼ一致することは、リヨンの食糧自給圏を暗示するものである。換言すれば、リヨンは遠隔地貿易の拠点であると同時に、ロ

ーカル市場の核でもあったのである。

なお、以上のようなリヨン市民と農村の関係が17世紀以降どうなるかについては、17世紀の研究がないので差控えねばならない。ただ農村の相対的安定にともない、また大市という中世以来の手法が機能しなくなった時点で、リヨンは後背地との関係を一層密にしていくはずである。

注

- (1) R. Mousnier, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, Paris, 1974; id., *Les hiérarchies sociales de 1450 à nos jours*, Paris, 1969.
- (2) J. Poujol (éd.), *Claude de Seyssel: La monarchie de France*, Paris, 1961.
- (3) P. Goubert, *Beauvais et le Beauvaisis de 1600 à 1730*, Paris, 1960, p. 327.
- (4) たとえばアミアンの織物商人ジャック＝ムーレの1617年の財産は、現金18,500①、商品10,538①、貸付金70,600①であったが、1642年、フランス財務官の書記官とアミアン市第一評定官の時点では貸付金13,000①、ラント設定57,000①、200～300 ジュルナルの土地と居館となっている。P. Deyon, *Amiens, capital provincial: étude sur la société urbaine au XVII^e siècle*, Paris, 1967, p. 274.
- (5) G. Roupnel, *La ville et la campagne au XVII^e siècle: Etudes sur les populations du pays dijonnais*, Paris, 1955, p. 199. なお、拙稿「フランス17世紀の農村構造—北フランスの場合—」『西洋史学』107号, 1978年, 1～25頁を参照。
- (6) P. Goubert, *op. cit.*, p. 330.
- (7) *Ibid.*, p. 331.
- (8) R. Boutruche, *La crise d'une société: Seigneurs et paysans du Bordelais pendant la Guerre de Cent Ans*, Paris, 1947, pp. 312—313.
- (9) *Ibid.*, pp. 62—63.
- (10) B. Schnapper, *Les rentes au XVI^e siècle: histoire d'un instrument de crédit*, Paris, 1957, pp. 42—44.
- (11) R. Taveneaux, *Jansénisme et prêt à intérêt*, Paris, 1977, p. 21.
- (12) J. Le Goff, "Au Moyen Age: Temps de l'église et temps du marchand", *Annales Economies-Sociétés-Civilisations*, 1960, no. 3. pp. 417—433.
邦訳, 新倉俊一訳「教会の時間と商人の時間」『思想』663号, 1979年, 40～60頁。
- (13) R. Taveneaux, *op. cit.*, pp. 21—22. なお、ルターの高利貸に対する考え方を示した『商業と高利』には当時の利子付貸付の実態が描かれていて興味深い。魚

住昌良訳『商業と高利』（『世界の名著18ルター』所収作品）中央公論社刊，1969年，333—380頁。

- (14) B. Schnapper, *op. cit.*, p. 56.
- (15) *Ibid.*, p. 61.
- (16) *Ibid.*, p. 67, p. 69.
- (17) *Ibid.*, p. 79 et suivant.
- (18) P. Goubert, *op. cit.*, p. 184.
- (19) 17世紀のラントの利率は更に下る。グーベールやデイヨンによれば，17世紀初頭ドウニエ16（6.25%），1634年ドウニエ18（5.55%），1665年ドウニエ20（5%）である。F. Braudel et E. Labrousse (éd.), *Histoire économique et sociale de la France*, Paris, 1970, t-II. p. 344 ; P. Deyon, *op. cit.*, pp. 313—315.
- (20) B. Schnapper, *op. cit.*, p. 118.
- (21) J. Dent, *Crisis in Finance: Crown, Financiers and Society in Seventeenth Century France*, Newton Abbot, 1973, pp. 46—54 ; M. Wolfe, *The Fiscal System of Renaissance France*, London, 1972, pp. 91—93.
- (22) A. Latreille (éd.), *Histoire de Lyon et du Lyonnais*, Toulouse, 1975, chap. 4 et chap. 5.
- (23) *Ibid.*, p. 135. なお，シャロンの大市については H. Dubois, *Les foires de chalon et le commerce dans la vallée de la Saône à la fin du Moyen Age*, Paris, 1976を参照。
- (24) M. T. Lorcin, *Les campagnes de la région lyonnaise aux XIV^e et XV^e siècles*, Lyon, 1974.
- (25) *Ibid.*, p. 369.
- (26) パリ地方については次のものを参照。G. Fourquin, *Les campagnes de la région parisienne à la fin du Moyen Age*, Paris, 1964 ; Y. Bezard, *La vie rurale dans le sud de la région parisienne de 1450 à 1560*, Paris, 1929.
- (27) M. T. Lorcin, *op. cit.*, p. 378.
- (28) *Ibid.*, p. 395.
- (29) *Ibid.*, p. 406.
- (30) *Ibid.*, p. 409.
- (31) *Ibid.*, pp. 418—419.
- (32) G. de Valous, *Le patriciat lyonnais aux XIII^e et XIV^e siècles*, Paris, 1973, p. 50.
- (33) R. Fédou, *Les hommes de loi lyonnais à la fin du Moyen Age : étude sur les origines de la classe de robe*, Paris, 1964,

- (34) G. de Valous, *op. cit.*, pp. 126—127, p. 167.
- (35) *Ibid.*, p. 193, p. 254, p. 272, p. 299.
- (36) *Ibid.*, pp. 61—62.
- (37) *Ibid.*, p. 68.
- (38) M. T. Lorcin, *op. cit.*, pp. 376—377.
- (39)(40) G. de Valous, *op. cit.*, p. 91.
- (41) R. Fédou, *op. cit.*, p. 298. 高等法院や大学の誘致運動は16世紀にもみられた。リヨンには大学がないので富裕市民の子弟はパリ大学などに留学した。この意味で1564年、ジェズイット教団の手で Collège de Trinité が設立された意義は大きい。
- (42) P. Jeannin, *Les marchands au XVI^e siècle*, Paris, 1957, p.30; P. Léon (éd.), *L'ouverture du monde, XIV^e—XVI^e siècles*, Paris, 1977, p. 534.
- (43) A. Latreille (éd.), *op. cit.*, p. 137.
- (44) R. Gascon, *Grand commerce et vie urbaine au XVI^e siècle: Lyon et ses marchands (vers 1520—vers 1580)*, Paris, 1971, p. 820.
- (45) *Ibid.*, p. 821.
- (46) *Ibid.*, pp. 825—826.
- (47) *Ibid.*, pp. 373—375.
- (48) *Ibid.*, p. 823; G. de Valous, *op. cit.*, pp. 404—405.
- (49) R. Gascon, *op. cit.*, pp. 827—830.
- (50) *Ibid.*, pp. 843—846.
- (51) *Ibid.*, p. 841.
- (52) *Ibid.*, p. 847; M. T. Lorcin, *op. cit.*, pp. 403—404.
- (53) P. Raveau, *L'Agriculture et les classes paysannes dans le Hant-Poitou au XVI^e siècle*, Paris, 1926; L. Merle, *La métairie et l'évolution agraire de la Gâtine poitevine de la fin du Moyen Age à la Révolution*, Paris 1958, pp. 98—102.
- (54) M. T. Lorcin, *op. cit.*, p. 402; R. Gascon, *op. cit.*, p. 850.
- (55) *Ibid.*, pp. 949—951.
- (56) 16世紀の折半小作制については、二宮宏之「16世紀のフランスの小作経営について」『歴史学研究』206号, 1957年, 1—15頁に詳細な分析がある。
- (57) G. Duby, *L'économie rurale et la vie des campagnes dans l'occident médiéval*, Paris, 1962 (1977), 2 vol, t-II, pp. 218—224.
- (58) R. Gascon, *op. cit.*, pp. 850—851.